

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年11月から42年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月から42年5月まで
② 昭和42年6月から44年12月まで

私の夫は農協勤務で農林共済加入者であったので、私は国民年金の加入義務は無かったが、将来のことを考えて国民年金に任意加入した。

加入手続は夫が行い、保険料は、夫が勤務先の農協の金融窓口で納付していた。

当時は、年度末に各集落公民館の構成員の納付状況に応じて、町から奨励金が支給されていた関係で、集落の全員が納期限までに完納していたので、私も保険料をすべて納付していたと記憶している。

申立期間が未納、未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険及び国民年金の切替手続を適切に行っているなど、国民年金保険料の納付意識の高さや年金制度に対する理解の深さがうかがえる。

申立期間①について、申立人の夫は、「農協の金融部門での勤務期間が長かったため、勤務先である農協の窓口で、固定資産税や水道料などとともに、妻の保険料を納付していた。」としているところ、A市から、「昭和40年代の印紙検認方式の時期は、年金手帳を役所で預かっており、自治会で集金しない場合は、役所窓口のほかB銀行及び農協での納付が可能で、領収書の半券が役所に送付され、確認後に印紙検認を行っていた。その場合でも、自治会に対する報償金に係る納付率の算定対象者であった。」との供述が得られ、申立人の夫が記憶している納付方法と一致することが認められる。

さらに、A市で自治会ごとに管理されていた国民年金被保険者名簿索引簿において申立人の氏名が記載されていることから、申立人が当該自治会の構成員であったことが確認でき、申立人の前後に記載され、申立期間①の期間中に国民年金手帳記号番号が払い出されていた者は、申立期間①の期間はすべて納付済期間とされており、報償金に係る国民年金保険料の納付率を考慮すると、申立人のみ未納であったとは考え難い上、申立人が国民年金の任意加入手続を行いながら1年以上もの間未納のままとしておくことは不自然である。

加えて、前述の国民年金被保険者名簿索引簿に記載されている申立人と同じ自治会の構成員の中には、特殊台帳の記録とオンライン記録が一致していない者が見受けられるなど、記録管理が適切に行われていないことがうかがえる。

一方、申立期間②について、前述の国民年金被保険者名簿索引簿において、申立人の氏名が二重線で消され、「喪失 夫共済加入」と記載されている上、申立期間②直後の昭和45年1月1日付けで任意加入した際に作成された国民年金被保険者名簿において、新規、再取得の別は「再」とされていることが確認できることから、申立人は国民年金の被保険者資格喪失手続を行い、その結果、国民年金の未加入期間とされた申立期間②の納付書は発行されなかったと考えられ、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人の夫が申立期間②に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間に申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年11月から42年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年9月まで

私は、国民年金制度が始まったころ、近所の人たちと一緒に加入手続きをしたが、まだ小さい子供がいて家計が苦しかったので、しばらく保険料を納めていなかった。しかし、子供の小学校卒業のころ、A市役所に勤める親戚に相談の上、保険料を一括して納付した。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月20日、同じ地区に居住していたと認められる多数の者とともに夫婦連番で払い出されていることが確認できるとともに、申立人が申立期間の保険料を一括納付した時期としている「子供の小学校卒業のころ」は、末子の生年月日から47年3月と考えられ、第1回特例納付の実施時期に当たる上、特殊台帳の記録により、申立人は、同年4月18日に申立期間直後の40年10月から41年3月までの期間及び同年8月から42年3月までの期間の保険料を夫とともに特例納付していることが確認でき、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人が保険料の納付について相談したとする親戚は、第1回特例納付の実施時期と重なる昭和46年5月から47年9月までの期間、A市役所に在籍し、国民年金の担当であったことが確認できる上、申立人の妹は、「昭和40年代のいつごろか、姉がA市役所に勤めている親戚に勧められ、国民年金保険料を4年分ほど納めたと聞いた。」と供述しているなど、申立人の主張内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Aにおける資格取得日に係る記録を昭和38年3月12日に、資格喪失日に係る記録を同年6月30日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月12日から同年6月30日まで

私は、申立期間において、A氏所有の漁船B丸に乗り込んでおり、船員手帳にも申立期間が雇入れ期間として記載されている。しかし、社会保険事務所（当時）に確認したところ、申立期間について、船員保険の被保険者記録が無いことが分かった。同じ時期に一緒に乗船していた同僚には船員保険の被保険者記録があるのに、私の船員保険の被保険者記録だけが無いことに納得がいかない。

申立期間について、船員保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳及び複数の同僚等の供述により、申立人が申立期間において、B丸を所有する個人事業主に甲板員として雇入れられていることが認められる。

また、船員保険被保険者名簿により、前述の個人事業主が所有するB丸及びC丸の乗船定員（現在員）は併せて28人であることが確認できるところ、申立期間における船員保険の被保険者数が両船舶併せて27人であることが確認でき、申立人を含めると乗船定員（現在員）と一致することから判断すると、申立期間当時、B丸及びC丸においては、ほぼすべての乗組員が船員保険に加

入していたと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ甲板員であった同僚の船員保険被保険者名簿から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の船舶主による納付義務の履行については、船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、被保険者証の番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る船員保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年6月26日に、資格喪失日に係る記録を同年12月22日とし、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月26日から同年12月22日まで
オンライン記録では、申立期間についての厚生年金保険の加入記録が無いとのことであった。

昭和46年11月、B社がC事業所をオープンさせることとなり、同社から指導依頼があったため、私は、当時勤務していたD社を退職し、C事業所に就職した。

当時、C事業所の社員はB社において厚生年金保険に加入していたが、昭和47年7月ごろにC事業所だけで社会保険適用事業所となる申請を行ったが、実際に適用事業所となったのは48年に入ってからであったと聞いている。

私は、C事業所には昭和47年12月21日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が同年6月26日までとされているのは納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人が昭和46年11月1日か

ら47年12月21日までの間、B社の被保険者であったことが確認できるところ、A社は、「当時、A社は社会保険及び労働保険の適用事業所ではなかったため、A社の社員は、B社において社会保険や労働保険に加入しており、社員の給与から控除した厚生年金保険料は事業主負担分をあわせてB社に支払っていた。」と供述しているとともに、A社及び申立人が挙げた元同僚は、「申立人は、C事業所のオープン前、開業準備責任者であり、オープン後は責任者であった。」と供述していることから、申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、上述のA社等の供述及びB社が、「退職や勤務形態の変更の事実が無いにもかかわらず、会社の都合で被保険者資格を喪失させることはない。」と供述していることから、申立人は、当該期間の厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における資格喪失時の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、8万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は申立期間において厚生年金保険適用事業所ではないものの、申立期間の始期に当たる昭和47年6月26日にB社における被保険者資格を喪失した者のうち、少なくとも6人は、「同日以降もC事業所に勤務していた。」と供述していること、及び法人登記簿謄本によるとA社は46年6月23日に設立されていることから、同社は、47年6月26日の時点で既に、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和 61 年 5 月から同年 10 月までの期間を 16 万円に、同年 11 月から 63 年 8 月までの期間を 19 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月 1 日から 63 年 9 月 13 日まで

申立期間、私は、A社に勤務し、毎月 20 万円の給与が支給されていた。昭和 61 年 5 月から 62 年 11 月までの期間については、給与支払明細書も保管している。

しかし、ねんきん特別便に記載された標準報酬月額は 15 万円と大きく異なっているので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和 61 年 5 月から同年 10 月までの期間については、申立人が保管している給与支払明細書によると、控除された厚生年金保険料額がオンライン記録で確認できる標準報酬月額（15 万円）に見合う額ではなく、16 万円の標準報酬月額に見合う保険料額であることが確認できるとともに、61

年11月から62年11月までの期間については、申立人が保管している給与支払明細書によると、控除された厚生年金保険料額がオンライン記録で確認できる標準報酬月額（15万円）に見合う額ではなく、19万円の標準報酬月額に見合う保険料額であることが確認でき、これらは、いずれも支給額合計（報酬月額）よりも低額であることも確認できることから、当該期間の申立人の標準報酬月額は、昭和61年5月から同年10月までの期間については16万円、同年11月から62年11月までの期間については19万円とすることが妥当である。

また、申立人は、昭和62年12月から63年8月までの期間に係る給与支払明細書を保管していないが、申立てに係る事業所を退職した際の雇用保険受給資格者証に記載された離職時賃金日額から逆算した1か月あたりの支給額合計（報酬月額）は約20万円であることが確認でき、当該支給額合計（報酬月額）は給与支払明細書により確認できる62年11月以前の支給額合計（報酬月額）とほぼ一致していることから、給与支払明細書により確認できない62年12月から63年8月までの期間についても、申立人は約20万円の給与を支給され、19万円の標準報酬月額に見合う保険料を控除されていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和61年5月から同年10月までの期間については16万円、同年11月から63年8月までの期間については19万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金基金が保管している申立期間に係る報酬月額の届出において、いずれも報酬月額が15万円となっていることから、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が15万円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和24年10月1日）及び資格取得日（昭和24年12月1日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和3年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和24年10月1日から同年12月1日まで
② 昭和28年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社に入社してから退職するまでの期間において継続して同社に勤務し、その後、B社へ就職した。

B社には昭和28年6月までの期間において勤務し、同年7月からはC社に勤務した。

各事業所において途切れなく勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人が申立事業所において、昭和24年2月19日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した後、同年10月1日にいったん同資格を喪失し、その2か月後の同年12月1日に同資格を再度取得した後、26年4月1日に同資格を喪失していたことが確認できるところ、A社における申立人の厚生年金保険の被保険者記録について、平成21年7月23日付けでさかのぼって昭和24年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年12月1日に同資格を再度取得する処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号に係る厚生年金

保険被保険者臺帳により、申立人が申立事業所において、昭和 24 年 2 月 19 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26 年 9 月 10 日に同資格を喪失したことが確認できることから、総合的に判断すると、申立人について、昭和 24 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年 12 月 1 日に同資格を再度取得した旨の届出を行う合理的な理由は無く、申立人の当該喪失及び取得の処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る資格喪失日（昭和 24 年 10 月 1 日）及び資格取得日（昭和 24 年 12 月 1 日）の記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社「における厚生年金保険被保険者臺帳から、3,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 28 年 6 月 30 日において同資格を喪失している者が 14 人確認できる上、当該名簿により同年から 31 年までの期間については被保険者のほぼ全員が月の末日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから判断すると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失も月の末日に行われた可能性が高い。

また、商業登記簿謄本から、B 社と申立人が申立期間②後に途切れなく勤務していたと主張する C 社は役員が同一であることが確認できるところ、申立人が名前を挙げた同僚は、「B 社から C 社へは転勤の認識で異動した。」と供述しているものの、B 社及び C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日に B 社で厚生年金保険被保険者の資格を喪失した 14 人中 12 人は、同資格を喪失した後少なくとも 1 年間は C 社で厚生年金保険被保険者の資格を取得していないことが確認できる。

さらに、前述の同僚は、申立期間②当時の厚生年金保険料の控除に係る記憶が無く、ほかの同僚は死亡及び所在不明のため、申立期間②において、申立人の厚生年金保険料が控除されていたことを裏付ける供述が得られない。

加えて、B 社の事業主は、「厚生年金保険に係る当時の資料は既に廃棄しているため、申立期間②当時の厚生年金保険料の控除等については不明である。」と供述しており、申立人の同社での厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から57年3月までの期間及び同年10月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から57年3月まで
② 昭和57年10月から58年3月まで

私は、昭和52年*月に20歳になったので、53年1月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行った際、市の担当者から、「前の6か月間の保険料を納付するか。」と何度も聞かれ、当時は先のことを考えていなかったため、「納めなくていい。」と答えたことを覚えている。その後、結婚する28歳ごろに、その期間についての督促のはがきが届いたが、そのままにしていた。

このように、加入手続の際、前の6か月分の国民年金保険料の納付について何度も確認されたことを覚えていることから、私が国民年金の加入手続を行ったのは20歳になってから6か月经過した昭和53年1月ごろであり、その後はきちんと納めてきたので、申立期間①が未納とされていることに納得がいかない。

また、私は、短大を卒業してから自宅で習い事の講師をしており、申立期間②当時は、生徒が60人以上いて、収入面でも健康面でも問題はなく、免除申請する理由もその手続をした記憶もないので、申立期間②が国民年金保険料の申請免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和53年1月に国民年金に加入した。」と主張しているが、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和57年11月27日であることが確認でき、その時点では申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金

手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「加入手続の際、市の担当者から、前の6か月分の国民年金保険料の納付について何度も確認された。」との記憶を昭和53年1月が国民年金の加入手続の時期及び保険料納付開始の時期とする根拠としているが、戸籍附票により、申立人は、申立期間①の期間中にA市からB市に住民票を数回移していることが確認できるところ、B市において、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる記録が無い上、同市において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はB市では国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられ、国民年金の加入手続を行った時期を誤認している可能性がうかがえる。

さらに、申立期間②について、申立人は、「加入手続の際、市の担当者から、前の6か月分の保険料を納付するかどうか尋ねられたが、納付しなくていいと答え、加入手続をした以降から納付を始めた。」と証言していることを踏まえると、申立人は、加入手続を行った年度のうちの6か月間は保険料が未納であったことを認識していたものと考えられる上、市町村は、現年度保険料を管理していることから、市の担当者から尋ねられた「前の6か月分」は、申立人が加入手続を行った昭和57年11月27日の時点で、昭和57年度の前半である57年4月から同年9月までの期間を指したものと推認できるものの、オンライン記録では、当該期間は納付済み、申立期間②が申請免除であることが確認できることから、申立人が国民年金に加入直後に納付した保険料については、当該年度のうち先に経過した期間である57年4月から同年9月までの期間の保険料として処理されたものとするのが自然である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から49年8月までの期間並びに49年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から49年8月まで
② 昭和49年11月及び同年12月

私は、国民年金の加入手続や申立期間の国民年金保険料の納付について関与していなかったが、私の父親が、昭和50年ごろ、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括して納付したことについて聞いたことがある。

しかしながら、被保険者記録では申立期間が未納とされていることが分かった。父親が私の保険料を納付してくれていたことは間違いないので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父親が、昭和50年ごろ、申立期間の国民年金保険料を一括納付してくれた。」と主張しているが、申立人及び申立人の父親の国民年金手帳記号番号はそれぞれ昭和54年2月13日及び53年9月4日に払い出されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の父親が昭和50年ごろ、申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は第3回特例納付の実施時期内であり、申立期間の国民年金保険料の納付は可能であったと考えられるが、申立期間①と②との間の期間(昭和49年9月及び同年10月)、申立期間②の直後の期間(昭和50年1月及び同年2月)及び50年10月から51年4月までの期間については厚生年金保険の被保険者記録が平成19年12月6日に追加処理されていることが確認でき、当該払出時点では、昭和44年7月から53年3月までの期間はすべて国民年金の未加入期間

とされていたものと考えられ、申立人の父親が追加処理された期間を含めずに申立期間の保険料のみを一括納付したとは考え難い。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父親は既に死亡しているため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月から36年3月まで

私は、A氏の所有する船舶Bに乗船していた。社会保険事務所（当時）の記録によると、船員保険の資格喪失日が昭和28年8月24日とされているが、その後もずっと継続して当該船舶で勤務していた。

我々機関員は、漁が終わった後もエンジンの整備等で忙しかったので、他の乗務員のように雇い止めになることはなかった。

当時の船員手帳は紛失してしまったが、船員保険料は給料から控除されていたと思うので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船舶Bにおける同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が、当該船舶に乗り込んでいたことはうかがえる。

しかしながら、船舶B、C、及びDの船舶所有者であるA氏は死亡している上、申立事業所は既に廃業しており、申立期間当時の船舶所有者の子に確認したところ、申立人の申立期間当時の賃金台帳等の関係書類が無い旨回答があり、船員保険の加入状況、保険料の控除状況等を確認することができない。

また、申立人は「船舶Bのみに乗船していた。」と申し立てしているところ、船員保険被保険者名簿によると、船舶Bは、昭和31年4月30日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるほか、前述の船舶所有者の子は、「詳細はよくわからないが、船舶Bには5人前後の機関士が乗り込んでおり、陸に上がってから仕事があったことを覚えているが、そのために船

員保険ではなく厚生年金保険に加入させることはしていなかったと思う。」と供述しているところ、オンライン記録から、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、当該船舶に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録は、申立期間前の昭和23年3月1日から24年12月28日までの期間及び27年9月12日から28年8月24日までの期間を確認できるのみで、申立期間中に申立人の氏名は無い上、船員保険被保険者名簿から、当該船舶に係る船員保険記録がある者について確認したところ、合計5回に渡って被保険者資格の取得及び喪失を繰り返していることから判断すると、事業主は、当該船舶に係る船員保険記録について、ほぼ漁期ごとに加入させていたことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 43 年 4 月まで

私は、会社案内で厚生年金保険と生花教室があることを知り、昭和 41 年 4 月に A 県にある B 社に C 県出身の女性と二人で勤めることになった。私は、その会社が運営している店舗の D 店及び E 店ではホール係として、F 店ではホール係及びカウンター係として勤め、最後に A 県の本社に勤めたが、本社に勤務する前に勤めていた 3 店舗の厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。勤務先での生花教室の修業証のとおり、同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した勤務先での生花教室の修業証及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が、入社日を特定することはできないものの B 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人の上司や同僚は、「店舗のホールに勤務する者は厚生年金保険には加入せず、本店勤務者、役職者、事務員及び長期勤務者等が加入していた。」と供述しているところ、当該上司は、「私は、昭和 37 年 6 月から申立事業所の店舗に勤務しており、勤務期間の途中からは店長及び支配人として勤めた。」と供述しており、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該上司が、申立事業所において役職に就いたと推測される昭和 43 年 2 月に厚生年金保険に加入していることが確認できることから判断すると、申立事業所では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがう

かがえる。

また、B社に照会すると、当該事業所の税理事務を担当する税理事務所から、申立期間当時、申立事業所に係る社会保険関係の事務手続を担当していた顧問の社会保険労務士が作成した「被保険者一覧表」を確認することができたところ、申立人を含む従業員全員の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録が、健康保険厚生年金保険被保険者名簿と一致することが確認できる上、当該一覧表及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が同期入社したと供述するC県出身の同僚の氏名が確認できないことから判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険に加入していなかったことが推認できる。

さらに、申立人と同じ時期に勤務している従業員9人に調査票を送付したが、このうち回答を得られた3人は、申立人と同じ支店に勤務していない上、在職期間が短いことから、申立人の申立期間に係る状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 377 (事案 164 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 10 月 23 日から 33 年 10 月 31 日まで

私は、A社B支店に入社した昭和 24 年 12 月 1 日から同社を退職する 35 年 8 月 6 日までの間、同社に継続して勤務していたのに、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、A社B支店は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できるものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無いこと及びA社B支店では当時の資料を廃棄していることから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除等の状況が不明であること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は当初、「昭和 23 年 7 月から 36 年 6 月 30 日まで」としていた申立期間を今回の申立てでは、「昭和 28 年 10 月 23 日から 33 年 10 月 31 日まで」に変更しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月から 49 年 10 月まで

私は、昭和 46 年 12 月から 49 年 10 月までの期間において A 社の下請会社である B 社に勤務し、型枠大工の班長として鉄道 C 地区高架橋工事に従事したが、同社での在職期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

当時の鉄道工事の竣工記念アルバムに自分の寄せ書き、写真も掲載されており、同社に在職していたことは間違いないので、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月 21 日から 48 年 12 月 3 日までの期間において、B 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 社の申立期間当時の取締役事務部長は、「申立期間当時、医療保険については、C 国民健康保険組合に、本社採用の社員及び現場採用の事務職員は第 1 種組合員として、申立人を含む班長等の現場採用の労務者は第 2 種組合員として加入させていた。第 2 種組合員は厚生年金保険には加入させていなかったことから、国民年金に加入するよう伝えていた。」と供述している上、当時の同僚も、「医療保険は C 国民健康保険組合に 1 種、2 種に分けて加入していた。厚生年金保険は保険料が高かったので、加入は希望者のみだったと思う。」と供述しているところ、特殊台帳により、申立人は申立期間のすべてにおいて、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後の期間を通

じて申立人の氏名及び健康保険整理番号の欠番は無く、申立人が提出した寄せ書きに記載された当時の班長及び複数の同僚の氏名も無いことから判断すると、B社は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

また、申立人は、「B社に採用された時に、A社の事務所長の指導により雇用条件が示され、厚生年金保険に加入することで雇用契約した。実兄及び実弟を含む型枠大工を引き連れて班長として雇用されたが、厚生年金保険に加入していたのは自分だけだった。」と申し立てしているところ、実兄、実弟を含む同僚からは所在不明等のため供述を得ることができない上、A社の元事務所長は、「下請会社と従業員の雇用契約時に、立ち会った記憶はなく、雇用契約について指導することは無かった。」と供述している。

さらに、申立期間のうちB社における雇用保険の加入期間を除く期間については、申立人が申立事業所とは異なる各事業所においてそれぞれ雇用保険に加入していることが確認できることから、申立人が申立期間すべてにおいて申立事業所に勤務していなかったことがうかがえる上、当該各事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票においても申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。